

## 講座実施に際する考え方

公の施設であることから平等利用の確保がされ、施設の設置目的が達成されなければなりません。施設の効用を最大限発揮されるよう、講座実施に際する考え方を次のとおりとします。

## 1 プールについて

## (1) 基本の開場時間内

ア 一般利用者の利用を妨げないよう、講座を実施すること。

イ 同じ時間帯に2以上の講座を実施しないこと（図解①）。ただし、一般の利用者の利用を十分に把握した上で、その利用を大きく妨げない程度であれば、同じ時間帯に2つの講座実施に限り実施できるものとする。

ウ 専用利用区分（北名古屋衛生組合温水プールの設置及び管理に関する条例第12条別表のとおり）を踏まえ、講座を実施すること。

エ 組合の構成団体の小中学校の夏季休業期間は利用者が多いため、原則、講座実施は不可とする。

## (2) 基本の開場時間外

指定管理者の裁量で使用枠を確保することができる。

## 2 トレーニング室について

## (1) 基本の開場時間内

ア 指定管理者による講座で多く活用すること。

イ 個人の専用利用は指定管理者による講座を効率的に編成後の空き時間とする。ただし、トレーニング室の専用利用開始時間は毎正時から1時間単位であるため、講座を効率的に編成し、各曜日で統一された空き時間設定を行うことが望ましい（図解②）。

ウ 個人の専用利用が全く出来ないことはないようにすること。

## (2) 基本の開場時間外

指定管理者の裁量で使用枠を確保することができる。

## 3 講座全般について

## (1) 講座の開催時期について

ア 利用者の参加機会確保に努めてください。開催時期については、募集期間を考慮した上で、期毎で設定することが望ましい。

イ 講座は年度内に全て終了するようにしてください。

## (2) 参加料について

ア 公の施設であることを踏まえ、参加料は1,000円未満/回とすることが望ましいが、地域特性、講座の内容、回数等を十分考慮し、利用者が参加しやすい、参加料設定としてください。

イ 基本の開場時間内で、指定管理者が実施しなければならない講座（以下「指定講座」という。）、指定管理者が自主事業として実施することができる講座（以下「自主講座」という。）で同一内容のものを実施した場合、指定講座は利用料金が減免となりますが、自主講座は利

用料金が減免となりませんので、参加料設定の際は考慮してください（図解③参照）。

(3) 傷害保険の補償内容について

傷害保険の補償内容については、次の補償内容及び金額を最低限の補償としてください。

補償項目	保険金額
死亡・後遺障害	1名あたり 5,000,000 円
入院保険金日額	1名あたり 4,000 円
通院保険日額	1名あたり 2,000 円

【図解①】

プールで講座実施するためには専用利用しなければならない。専用利用は北名古屋衛生組合温水プールの設置及び管理に関する条例第 12 条第 1 項別表（1）に掲げるとおり。

例 1）午後 1 時から 1 時間、プール 3 コースを専用利用するひとつの講座（A 講座）を実施する場合

同じ時間帯での講座がなく、A 講座でプール 3 コースを専用するので講座開催は可能です。

参考：A 講座専用利用料金 6,750 円（2,250 円/時間・コース×3 コース）

施設区分	講座利用	一般利用
プール 3 コース	A 講座	
プール 2 コース		○
水中プログラムゾーン		○
リハビリゾーン		○
幼児用プール		○
学童用プール		○

例 2）午後 1 時から 1 時間、水中プログラムゾーン+プール 1 コースを専用利用するひとつの講座（A 講座）の場合

同じ時間帯での講座がなく、A 講座で水中プログラムゾーンとプール 1 コースを専用するので講座開催は可能です。ただし、平等利用の確保を踏まえ専用利用施設を設定に配慮してください。

参考：A 講座専用利用料金 5,810 円（2,250 円/時間・コース×1 コース+3,560 円）

施設区分	講座利用	一般利用
プール 1 コース	A 講座	
プール 4 コース		○
水中プログラムゾーン	A 講座	
リハビリゾーン		○
幼児用プール		○
学童用プール		○

例3) 午後1時から1時間、プール3コースを専用利用するA講座と水中プログラムゾーンを  
専用利用するB講座のふたつの講座の場合

同じ時間帯で、A及びBの講座の開催は不可としますが、一般の利用者の利用を十分に把握した上で、その利用を大きく妨げない程度であれば、同じ時間帯に2つの講座実施に限り実施できるものとします。

参考：A講座専用利用料金 6,750 円 (2,250 円/時間・コース×3コース)

B講座専用利用料金 3,560 円 (3,560 円/時間)

施設区分	講座利用	一般利用
プール3コース	A講座	
プール2コース		○
水中プログラムゾーン	B講座	
リハビリゾーン		○
幼児用プール		○
学童用プール		○

上記は基本的な考えを説明したものですので、指定管理者が作成し組合へ提出する実施計画書にて、その講座の内容、参加料等について協議を進めていきます。

【図解②】

個人の専用利用は指定管理者による講座を効率的に編成後の空き時間とするため、講座を効率的に編成し、各曜日で統一された空き時間設定を行うことが望ましい。

例) ある一定の時間帯を講座の使用枠として確保し、個人専用のおおよその空き時間が明確となり、個人専用の方々が利用し易くなる。

	月	火	水	木	金	土	日	
9時～10時	個人専用	個人専用	休館日	個人専用	個人専用	個人専用	個人専用	
10時～11時	講座	講座		講座	講座	講座	講座	講座
11時～12時								
12時～13時								
13時～14時								
14時～15時								
15時～16時	個人専用					個人専用	個人専用	
16時～17時	個人専用					個人専用	個人専用	
17時～18時	個人専用	個人専用			個人専用	個人専用	個人専用	個人専用
18時～19時	個人専用	個人専用			個人専用	個人専用	個人専用	/
19時～20時	講座	講座		講座	講座	講座		
20時～21時								

※上表の講座の使用枠設定は例ですので、これに準ずる必要はありません。

【図解③】

参加料とその収入内訳の考え方

基本の開場時間内

○指定講座の場合（原則、利用料金の減免は補填しません。）

1,000 円未満/回	参加料	組合の施策として実施する講座 事業収入	施設運営収入
		利用料金収入	指定講座のため減免

○自主講座の場合

1,000 円未満/回	参加料	講座事業収入 (組合施策講座 除く)	自主事業収入
		利用料金収入	施設運営収入 (基本の開場時間内)

基本の開場時間外

○自主講座の場合

1,000 円未満/回	参加料	講座事業収入 (組合施策講座 除く)	自主事業収入
		利用料金収入	自主事業収入 (基本の開場時間外)